

## 神奈川県立がんセンター診療情報公開サービス運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立がんセンター（以下「当センター」という。）の電子化された診療情報(以下「電子化情報」という。)を、患者紹介元(紹介先)医療機関及び保健・医療機関へ公開するサービス(以下「本サービス」という。)の運用に、必要な事項を定めるものとする。

### (運用責任者)

第2条 本サービスにおける業務を統括するための責任者(以下「運用責任者」という。)を置く。

2 運用責任者は、総長をもって充てる。

### (運用管理者)

第3条 本サービスにおける業務を管理するための責任者(以下「運用管理者」という。)を置く。

2 運用管理者は、患者支援部長をもって充てる。

### (利用者登録)

第4条 運用責任者は、利用者登録を申し込んだ者に対し、別に定める手順書により利用者登録を行わなければならない。

### (利用者の要件)

第5条 本サービスを利用することができる者は、次のいずれかの施設に従事する医師、看護師その他の職員のうち、あらかじめ運用責任者が承認し、利用者登録を行った者とする。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 国若しくは地方公共団体が設置する保健福祉に関する機関
- (5) その他運用責任者が承認した機関

2 運用責任者は、次のいずれかに該当する者に対しては、本サービスの利用を承認しないものとする。

- (1) 不当な手段により利用者登録を受けたことがある者
- (2) 本サービスを不正に使用したことがある者

- (3) 利用者登録の取り消しを受けことがある者
- (4) その他運用責任者が登録を行うことについて不適格であると認めた者

(公開)

第6条 運用責任者は、利用者登録を受けた者(以下「利用者」という。)が、患者から電子化情報の同意を得た場合は、電子化情報の公開を行う。

- 2 患者は、いつでも電子化情報の公開の同意を取り下げることができるものとする。
- 3 運用責任者は、前項の取下げがあった場合、直ちに第1項に定める公開を停止する。この場合の手順は、運用責任者が別に定める。

(公開内容)

第7条 公開を行う電子化情報の内容は、次に定めるものとする。ただし、平成25年11月2日以降の電子化情報に限る。

- (1) 患者基本情報
- (2) 検体検査及び細菌検査結果
- (3) 放射線画像及びレポート
- (4) 入退院情報
- (5) 処方及び注射

(利用者の責務)

第8条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が従事する施設等(以下「施設等」という。)の職員を含め、利用者以外の者に利用させないこと。
- (2) 本サービスの利用は、閲覧に限定し、得られた情報を公開、複製、提供及び外部への持ち出しを行わないこと。
- (3) 本サービスにより得られた情報は、当センターが承認した目的以外に使用しないこと。
- (4) 次に掲げる要件を全て満たしたシステム環境で、情報を閲覧すること。なお、システム環境の整備に係る費用は、利用者が負担すること。
  - ア インターネットに接続していること。
  - イ Windows Internet Explorer11以上、Mac Safari 12以上が動作すること。
  - ウ ウイルス対策ソフトがインストールされ、常に最新のウイルス定義に更新されていること。
- (5) 本サービスの利用に関しては、刑法、著作権法、個人情報の保護に関する法律、医師法、医療法、健康保険法及び厚生労働省が定める「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」等の関連規定等を遵守する等、善良なる管理者の注意をもつ

て取り扱うこと。

- (6) 利用者が属する施設に対して情報公開の請求等があった場合、本サービスにより得られた診療情報は、開示しないこと。
- (7) 不正アクセス、改ざん、その他本サービスの管理及び運営を阻害するような行為は、一切行わないこと。また、不正な利用等により当センターに損害を与えた場合、当センターとの協議により、その損害を賠償すること。

(利用者台帳の保管等について)

第9条 運用管理者は、利用者登録の内容を、次に掲げる事項を記載した利用者台帳を整備するものとする。

- (1) 利用者の氏名
- (2) 利用者が従事する施設
- (3) 利用者の職種
- (4) VPN 接続用利用者 ID 及び閲覧用利用者 ID

2 利用者は、前項に定める事項に変更が生じた場合、速やかに運用管理者に報告をしなければならない。この場合、運用管理者は、利用者台帳に変更の内容を登録するものとする。

(紹介元及び紹介先施設従事者への公開)

第10条 紹介元及び紹介先施設に従事する利用者への公開方法は、運用責任者が別に定める手順書に基づき、利用者登録を行った後に行うものとする。

(人事異動等による利用の取り下げ)

第11条 利用者は、人事異動等により本サービスを利用する必要が無くなったときは、速やかに別に定める手順書により登録抹消を届け出なければならない。

2 運用管理者は、前項に基づく登録抹消の届出があった場合、利用者台帳から登録情報を削除するものとする。

(公開の停止)

第12条 運用責任者は、次の場合、利用者に事前の通知をすることなく、利用又は公開を停止することができる。

- (1) 本サービスの不正又は不当な利用が認められた場合
- (2) 1年以上閲覧の履歴がない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、利用の継続が不適當であると認められた場合

(神奈川県立がんセンター医療情報システム運用管理要綱の遵守)

第13条 本サービスの運用にあたっては、神奈川県立がんセンター医療情報システム運用管理要綱を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 運用責任者は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本要綱を改訂することができる。

2 前項の場合、運用管理者は、改訂後の要綱を、当センターのホームページに掲載するものとする。

3 利用者は、前項のホームページの掲載により、改訂後の要綱に従うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 この要綱の施行により、神奈川県立がんセンター診療情報公開サービス運用規程は廃止するものとする。

4 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。